

建設工事等制限付き一般競争入札共通公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び糸魚川市財務規則（平成17年糸魚川市規則第49号）第154条の規定により、建設工事及び建設コンサルタント等業務の制限付き一般競争入札に必要な事項を次のとおり公告する。

この公告は、入札に関する要件を記載したもので、この公告によらない特別の事由がある場合については、入札1件ごとに行う個別の公告（以下「個別公告」という。）に記載する。この共通公告は、平成31年4月1日以後に個別公告を行う入札から適用する。

平成31年4月1日

糸魚川市長 米田 徹

1 定義

この共通公告の定義を以下のとおり定める。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 法律 | 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。 |
| (2) 政令 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。 |
| (3) 財務規則 | 糸魚川市財務規則（平成17年糸魚川市規則第49号）をいう。 |
| (4) 工事約款 | 財務規則別記1建設工事請負基準約款をいう。 |
| (5) 業務約款 | 財務規則別記2建設コンサルタント等業務委託契約約款をいう。 |
| (6) 建設工事等 | 建設工事及び建設コンサルタント等業務をいう。 |
| (7) 入札 | 当市が行う制限付き一般競争入札をいう。 |
| (8) ホームページ | 糸魚川市ホームページをいう。 |
| (9) 入札情報サービス | 新潟県入札情報サービスをいう。 |
| (10) 電子入札システム | 新潟県電子入札システムをいう。 |
| (11) 電子入札運用基準 | 糸魚川市電子入札運用基準（平成23年糸魚川市告示第16号）をいう。 |
| (12) 工事技術者 | 当該工事に必要な法律に基づく現場代理人及び主任技術者又は監理技術者をいう。 |
| (13) 業務技術者 | 当該業務に必要な主任技術者若しくは管理技術者及び照査技術者をいう。 |
| (14) 工事費内訳書等 | 建設工事における工事費内訳書及び建設コンサルタント等業務委託における業務委託費内訳書をいう。 |

(15) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合をいう。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合は除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(16) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合をいう。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(17) その他の関係

上記の(15)又は(16)において、それぞれア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合をいう。

(18) 指名停止等措置要領

糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 27 年糸魚川市告示第 41 号）をいう。

(19) 入札説明書等

個別公告並びに個別公告の設計書、仕様書、図面等をいう。

2 基本事項

入札における基本事項は、以下のとおりとする。

- (1) 公告場所は、ホームページ及び入札情報サービスとする。
- (2) 設計図書等閲覧場所は、糸魚川市役所設計図書閲覧所（糸魚川市役所 4 階財政課前）及び入札情報サービスとする。
- (3) 入札保証金は、免除する。
- (4) 予定価格は、設ける（後日公表）。
- (5) 最低制限価格は、設ける（後日公表）。
- (6) 工事費内訳書等の提出は、必須とする。
- (7) 入札書等の様式は、ホームページ「契約・入札情報」で掲載する様式とする。
- (8) 契約保証金は、請負代金額が 1,000 万円以上の場合、財務規則第 145 条、工事約款第 4 条及び業務約款第 4 条の規定により、請負代金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付を求める。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証する金額による担保の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事の履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除する。

3 建設工事の入札参加資格要件

建設工事の入札参加資格者は、競争参加資格確認申請書を提出する日（以下「申請日」という。）において、次の要件及び個別公告で記載する要件を全て満たしている者とし、入札参加資格者が落札者となった場合も、契約締結までの間は同様に要件を満たしていることとする。

なお、これらの要件を全て満たしていない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 申請日において、糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第10号）に基づき、対象工事の工種に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 個別公告で事業所の所在地要件がある場合は、その条件を満たしていること。なお、事業所の定義は次のとおりとする。
 - ア 本店 法律第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所をいう。
 - イ 支店 法律第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所以外の営業所をいう。（契約委任を受けて入札参加資格者名簿に登載されていること。）
 - ウ 本店等 次のア)又はイ)のいずれかをいう。
 - ア) 本店
 - イ) 本店機能が移転した後も継続して営業する支店（契約委任を受けて入札参加資格者名簿に登載されていること。）
- (4) 工事約款第12条の規定により、工事技術者を配置できること。
- (5) 法律に基づく建設業者の要件を遵守すること。
- (6) 政令第167条の4第2項の規定及び指名停止等措置要領により、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 対象工事の入札に参加しようとする他の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者でないこと。
- (8) 上記に掲げるもの以外で、入札説明書等に定めがある場合は、その要件を満たしていること。

4 建設コンサルタント等業務の入札参加資格要件

建設コンサルタント等業務の入札参加資格要件は、申請日において、次の要件及び個別公告で記載する要件を全て満たしている者とし、入札参加資格者が落札者となった場合も、契約締結までの間は同様に要件を満たしていることとする。

なお、これらの要件を全て満たしていない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 申請日において、糸魚川市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年糸魚川市告示第11号）に基づき対象業務の業種に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 個別公告で事業所の所在地要件がある場合は、その条件を満たしていること。

なお、事業所の定義は次に掲げるとおりとする。

- ア 本店 主たる営業所をいう。
- イ 支店 主たる営業所以外の営業所をいう。

(契約委任を受けて入札参加資格者名簿に登載されていること。)

- (4) 業務約款第11条及び第12条の規定により業務技術者を配置できること。
- (5) 対象業務の実施を規定する法令の要件を遵守すること。
- (6) 政令第167条の4第2項の規定及び指名停止等措置要領により、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 対象業務の入札に参加しようとする他の者と、資本関係又は人的関係があると認められる者でないこと。
- (8) 上記に掲げるもの以外で、入札説明書等に定めがある場合は、その要件を満たしていること。

5 入札の方法

(1) 入札書の提出

入札は、電子入札システムを使用した電子入札とする。

ただし、電子入札運用基準第4条第1項各号のいずれかに該当する場合は、紙入札方式参加承諾願を提出し、市長の承諾を得て紙入札を行うことができる。

また、入札書は、個別公告で記載する入札期間内に提出しなければならない。

なお、一度提出した入札書（電子入札の場合にあっては、市の電子計算組織に備えられたファイルに記録された事項）の書き換え、引き換え又は撤回はできない。

(2) 工事費内訳書等の提出

入札時に提出する工事費内訳書等は、財務規則で定める様式を使用し、電子入札システムにより入札書と合わせて提出しなければならない。（様式は、ホームページに掲載している。）ただし、電子入札運用基準第7条第2項の規定により、単価部分を空欄にした設計書に数値等を入力したものを工事費内訳書等として提出することができるものとする。

(3) 入札金額

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた契約希望金額を入札書に記載しなければならない。

(4) 押印

電子入札では、電子証明書（ICカード）を使用することから、入札書、工事費内訳書等への代表者の押印は不要とするが、押印があっても有効とする。

なお、紙入札の場合は、入札書及び工事費内訳書等に会社名と代表者名を記載するとともに、代表者印の押印を必要とする。また、入札書、工事費内訳書等は、封緘したうえで、代表者印で上下2か所に封印しなければならない。

(5) 入札の中止

財務規則第170条の規定によるほか、競争参加資格確認申請がない場合は、入札を中止する。この場合は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書の提出者に通知するとともにホームページに掲載する。

6 委任状

電子入札において、委任状は不要とする。なお紙入札においては、入札参加資格者名簿に登録されている者による入札書の押印である場合は、委任状を不要とする。

7 入札の開札

(1) 開札の日時

開札の日時は、個別公告で示す。

(2) 落札決定の保留

開札後、入札結果等確認期間を設け、応札者からの質問等を受付する。この間は落札決定を保留する。

(3) 落札の通知

入札結果等確認期間終了後、落札者を決定したときは、落札者及び入札参加者に通知する。

8 再入札

(1) 再入札の方法

初度の入札で落札者がなかった場合で、予定価格との差額が僅少であると課長が認めるときは、1回を限度として再入札を行う。

この場合、課長は初度の入札における最低入札金額を通知することとし、当該初度の入札参加者は、最低入札金額未満の額で再入札を行うこととする。

なお、初度の入札において、無効な入札及び辞退者は、再入札に参加することはできない。

(2) 郵便による再入札

初度の入札で紙入札により当該入札に参加した者は、再入札となった場合に郵便で再入札書を提出することはできない。

9 入札の不調

(1) 次に掲げる場合は、入札を不調とし、入札参加者に通知する。

ア 再入札の結果、落札者がなかったとき。

イ 入札参加者全員が最低制限価格未満の入札をしたとき。

(2) 入札不調による随意契約

財務規則第142条第3項第9号の規定により、前項アの場合は、随意契約の協議により契約を締結することがある。

10 無効入札

次に掲げる入札参加者の入札部分は、無効とする。

ア 入札参加に必要な資格がない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人がした入札

- イ 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他必要な事項が、識別し難い入札
- ウ 入札保証金の納付を求める入札において、入札保証金を納付しない者がした入札
- エ 入札者又はその代理人が、個別公告1件ごとの入札で2以上の入札を行ったときは、その全ての入札
- オ 脅迫その他不正の行為によってした入札
- カ 最低制限価格未満の金額による入札
- キ 初度の入札において、工事費内訳書等の提出がない入札又は不備のある工事費内訳書等を提出した入札
- ク 初度の入札において、入札執行者の指示に従わなかった入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

11 入札の辞退

- (1) 参加資格確認申請書の提出から入札又は再入札までの間に入札を辞退する場合は、電子入札システムにより辞退の届出をすること。

なお、入札を辞退した者は、それ以後の入札において何ら不利益を受けることはない。

- (2) 初度の入札において入札書締切時間までに入札書の提出がない者は、辞退として扱う。

12 落札者の決定

- (1) 落札者の決定

制限付き一般競争入札は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最も低い価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、政令第167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式の制限付き一般競争入札による落札者の決定は、糸魚川市建設工事に係る総合評価方式による入札試行要領（平成20年糸魚川市告示第21号）第13条に定める方法とする。

- (2) 落札者決定の例外

- ア くじによる落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、政令第167条の9の規定によりくじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの方法は、電子入札運用基準第14条の規定による。

- イ 落札者決定の取消し

落札者決定から契約締結までの間に指名停止等を受けた場合は、当該落札決定を取り消す。また、政令第167条の10第1項の規定により、当該落札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認めるときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (3) 仮契約の締結

- ア 仮契約の締結

市長は、糸魚川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(平成17年糸魚川市条例第64号) 第2条の規定に該当する契約の落札者と、議会の議決を得た場合に本契約とする仮契約を締結する。仮契約は、議会の議決が得られない場合は無効とする。

イ 仮契約の取消し

仮契約の締結から本契約までの間の仮契約の取消しについては、上記(3)イに準じて取扱う。

(4) 落札者決定後の契約辞退の禁止

落札者決定後の契約辞退は認めない。

ただし、真に止むを得ない理由（配置予定技術者の死亡により代替りの技術者を配置できない等）がある場合に限り、認めることがある。

(5) 契約価格

落札者の決定に伴う契約価格は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額とする。ただし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、契約金額とする。

13 その他

(1) 関係法令等の遵守

入札参加者又は落札者は、この共通公告に定めるもののほか、関係法令及び財務規則を遵守しなければならない。

(2) 契約条項

市長と落札者が締結する契約の契約条項は、工事約款又は業務約款とする。

(3) 異議申立て

入札参加者は、入札後に当該共通公告、個別公告、入札心得及び入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることができないこととする。

(4) 本公告に定める書類等の提出先・問合先

担当部署 糸魚川市総務部財政課管財係

住所 〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

電話番号 025-552-1511

FAX 番号 025-552-8955

電子メール zaisei@city.itoigawa.lg.jp

(5) 本公告に定めるホームページ等のアドレス

ホームページ <http://www.city.itoigawa.lg.jp>

入札情報サービス <https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

電子入札システム <https://www.ep-bid.pref.niigata.jp/ebidAcceptor/index.jsp>